

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月20日 10時15分ごろ
発生場所	熊本県天草市横島北東方沖 横島灯台から真方位082°800m付近 (概位 北緯32°22.8′ 東経130°14.6′)
事故の概要	漁船美幸丸は、航行中、また、プレジャーボート心遥丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月13日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 美幸丸、2.09トン KM3-25644（漁船登録番号）、個人所有 第293-11273号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 心遥丸、長さ3.23m（登録長相当約 2.90m） 第291-44761号（船舶検査済票の番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部に赤色塗膜様な物が付着
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、天草市戸ノ ^と の ^の 埼沖で操業を終え、 同市船瀬鼻南東方沖の漁場に向けて航行した。 船長Aは、後日、海上保安庁の調査を受け、A船とB船とが衝突して いたことを知った。 船長Aは、戸ノ ^と の ^の 埼沖の漁場を出発する際、進行方向を確認して他船 を見掛けず、前路に他船はいないと思い、右舷方のみを見て操船を続 けていたと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族1人を乗せ、船首を東方に に向けて漂泊中、船長Bが、B船付近に船首を向けて発進するA船を認 めたが、A船がB船の存在に気付いていてB船を避けてくれると思 い、漂泊を続けていたところ、A船が右舷中央部から船首部にかけて 衝突した。 船長Bは、A船がそのまま航行を続けたので、B船に浸水や沈没の おそれがないことを確認し、118番通報した。

<p>分析</p>	<p>A船は、航行中、船長Aが、戸ノ崎沖の漁場を出発する際、進行方向を確認して他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い、右舷方のみを見て操船を続けたことから、左舷方にいたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、B船付近に船首を向けて発進するA船を認めた際、A船がB船の存在に気付いていてB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が航行中、B船が漂泊中、船長Aが、戸ノ崎沖の漁場を出発する際、進行方向を確認して他船を見掛けず、前路に他船はいないと思い、右舷方のみを見て操船を続け、また、船長Bが、B船付近に船首を向けて発進するA船を認めた際、A船がB船の存在に気付いていてB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場を移動する際は、周囲の他船の状況を確認してから発進すること。 ・ 漂泊中、自船付近に船首を向けて他船が発進するのを認めた場合は、他船が自船の存在に気付いていて避けてくれると思わず、余裕のある時機に移動するなど衝突を避けるための措置を採ること。